

平川市新型コロナウイルス等対策行動計画(素案)【概要版】

◆平川市新型コロナウイルス等対策行動計画について

国は、平成 21 年に発生した『新型コロナウイルス』を契機に、平成 24 年に新型コロナウイルス等対策特別措置法(特措法)を制定し、また、今後には新型コロナウイルス等対策政府行動計画(政府行動計画)を策定した。

平川市新型コロナウイルス等対策行動計画は、特措法第 8 条に基づく市町村行動計画であり、市の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

従前の市行動計画は、平成 27 年 1 月に策定されたものであるが、政府行動計画の改定(令和 6 年 7 月)及び県行動計画の改定(令和 7 年 4 月)に伴い、また、新型コロナウイルス感染症対応での経験も踏まえ、今般、初めてとなる改正を行うものである。

◆改定のポイント

項目	現行計画	改定後計画
対象疾患	『 新型コロナウイルス 』がメイン	対象を拡大 (波線部分) ・新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症 ・ 指定感染症 ・新感染症
取組の区分	発生段階(5段階) ・未発生期 ・海外発生期 ・国内発生期 ・国内感染期 ・小康期	対策段階(3段階) ※「発生段階」から「対策段階」に変更 ・準備期 (新型コロナウイルス等の発生前の段階) ・初動期 (新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階) ・対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期等)
対策項目	6項目	7項目(拡充・細分化)
	① 実施体制	① 実施体制
	② 情報提供・共有	② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
	③ まん延防止に関する措置	③ まん延防止
	④ 予防接種	④ ワクチン
	⑤ 医療	医療 治療薬・治療法 検査
	⑥ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置	⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

第 1 部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と市行動計画

感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、市行動計画の位置付け等を記載

第 1 章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況 [P3]

- ・グローバル化により、未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれがある。
- ・新たな感染症等の発生時期を予測することや、発生を阻止することは不可能であるため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

第 2 節 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定 [P4]

- ・インフルエンザ等対策特別措置法は、新型コロナウイルス等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置等を定めたもの。対象疾患が拡大された。

第 3 節 感染症危機管理の体制 [P6]

- ・国は、政府の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保し、国立健康危機管理研究機構(JIHS)から感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備することとしている。

第 2 章 市行動計画の作成

第 1 節 市行動計画の作成 [P7]

- ※「◆平川市新型コロナウイルス等対策行動計画について」参照

第 2 節 新型コロナウイルス感染症対応での経験 [P8]

- ・感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであった。
- ・感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来する。

第 3 節 市の体制 [P9]

	青森県の体制	平川市の体制
平時		平川市健康づくり推進協議会 ※計画や対策等に対する意見を聴く
感染症の発生 ※特措法の対象となる感染症であった場合 政府対策本部を設置 (本部長・内閣総理大臣)	※政府対策本部が設置されたら直ちに 県対策本部を設置 (本部長・県知事)	市新型コロナウイルス等連絡会議 (議長・健康福祉部長) ※必要に応じて (任意)市対策本部を設置 (本部長・市長)
まん延 ※国民生活及び国民経済に甚大なおそれがある場合 緊急事態宣言		※緊急事態宣言がされたら直ちに (特措法)市対策本部へ移行 (本部長・市長)
緊急事態宣言解除		(任意)市対策本部へ移行
※病状の程度が一定程度下がった場合など 政府対策本部を廃止	※政府対策本部が廃止されたら直ちに 県対策本部を廃止	※政府対策本部及び県対策本部が廃止されたら直ちに (任意)市対策本部を廃止

第 2 部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

新型コロナウイルス等対策の総論的な考え方や留意事項を記載

第 1 章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第 1 節 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略 [P13]

- ・新型コロナウイルス等対策の主たる目的(変更なし)
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第 2 節 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方 [P14]

- ・新たな感染症が流行する可能性を想定しつつ、対策の選択肢を示す。
- ・感染症の特徴、地域の状況等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、市民及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画の中から対策を選択し、決定する。

第 3 節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ [P17]

- ・対策段階を「準備期」「初動期」「対応期」の 3 段階に分け、準備期の取組を充実。
- ・市では、県が想定したシナリオに準じて対策に取り組む。
- ・発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて柔軟に対策を切り替える。

第 4 節 新型コロナウイルス等対策実施上の留意事項 [P20]

- ・以下の 8 点に留意する。
(1) 平時の備えの整理や拡充
(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
(3) 基本的人権の尊重
(4) 危機管理としての特措法の性格
(5) 関係機関相互の連携協力の確保
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
(7) 感染症危機下の災害対応
(8) 記録の作成や保存

第 5 節 対策推進のための役割分担 [P24]

- ・国、県及び市町村、医療機関、指定(地方)公共機関、登録事業者、一般の事業者、市民の役割を記載。

第 2 章 新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点

第 1 節 市行動計画における対策項目等 [P28]

- ・対策項目を拡充、細分化(6項目→7項目) ※「◆改定のポイント」参照
- ・対策の実効性を向上させるため、「I 人材育成」「II 国と県及び市町村との連携」「III DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進」を考慮する。

第 3 章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第 1 節 市行動計画等の実効性確保 [P33]

- ・新型コロナウイルス等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
- ・感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。
- ・新型コロナウイルス等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に市行動計画等の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組		新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を記載	
対策項目	準備期（平時／新型インフルエンザ等の発生前の段階）	初動期（新型インフルエンザ等となる可能性がある感染症が発生した段階）	対応期（封じ込めを念頭に対応する段階）
①実施体制 [P35-P39] ※実施体制、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上について記載	1-1 実践的な訓練の実施 ・発生に備えた実践的な訓練を実施する。 1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・市行動計画を作成・変更する。 ・発生時に備えた業務継続計画を作成・変更する。 ・新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成を行う。 1-3 国、県及び市町村等の連携の強化 ・発生に備え、情報共有、連携体制の構築、訓練を実施する。	2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・発生時には、平川市新型インフルエンザ等連絡会議を開催し、情報を集約・共有。政府対策本部や県対策本部が設置された場合は、必要に応じて任意の市対策本部を設置等し、対策の準備を進める。 2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・機動的かつ効果的な対策実施のため、国の財政支援の活用や地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。	3-1 基本となる実施体制の在り方 ・国及び県の基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた対策を実施する。 ・まん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。 3-2 緊急事態宣言の手続 ・緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法による市対策本部を設置する。 3-3 市対策本部の廃止 ・緊急事態解除宣言がなされた場合は、任意の市対策本郡へ移行する。 ・政府対策本部及び県対策本部が廃止された場合は、市対策本部を廃止する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション [P40-P49] ※平時及び有時の情報収集方法・提供方法、リスクコミュニケーションについて記載	1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 ・平時から感染症に関する基本的な情報について情報提供・共有を行う。 ・感染症による偏見・差別に関する啓発に努める。 ・偽・誤情報に関する啓発に努める。 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 ・市民等への情報提供方法について整理する。	2-1 新型インフルエンザ等の初動期における市民等への情報提供・共有 ・利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイトを整備する。 2-2 双方向のコミュニケーションの実施 ・国から配布される Q&A を活用するとともに、国から要請があった場合はコールセンター等を設置する。 2-3 偏見や差別等や偽・誤情報への対応 ・偏見や差別等は許されないこと、偏見・差別等に関する相談窓口を周知する。	3-1 新型インフルエンザ等の対応期における市民等への情報提供・共有 ・利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブサイト運営する。 3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し ・感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、政策判断の根拠を丁寧に説明する。 ・病原体の性状等が明らかになり、感染拡大防止措置等を見直す場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明を行う。
③まん延防止 [P50-P54] ※市が実施するまん延防止措置について記載	1-1 有事のまん延防止対策強化に向けた市民や事業者の理解や準備の促進等 ・換気、咳エチケット、手洗いなど基本的な感染対策の普及を図る。 ・まん延防止等重点措置、緊急事態措置による各種要請について、個人・事業者への理解促進を図る。	2-1 市内でのまん延防止対策の準備 ・国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。	3-1 まん延防止対策の内容 ・県が実施するまん延防止対策の勧奨や啓発に協力する。
④ワクチン [P55-P69] ※ワクチン接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）について記載	1-1 ワクチンの接種に必要な資材 ・必要となる資材の確保方法等の確認を行い、速やかに確保できるよう準備する。 1-2 ワクチンの供給体制 ・ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。 1-3 接種体制の構築 ・接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う。 1-4 情報提供・共有 ・定期の予防接種についてわかりやすい情報提供を行うとともに、疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。 1-5 DX の推進 ・国が整備するシステム基盤と連携できるようシステムの整備を行う。	2-1 接種体制 ・国が早期に行うワクチンの供給量、必要な資材、接種方法、予算措置等の情報を収集する。 ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。 2-2 接種 ・接種予定数の把握を行い、勧奨方法や予約の受付方法について検討する。 ・接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。 ・地域医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。	3-1 ワクチンや必要な資材の供給 ・各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。 3-2 接種体制 ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 ・準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。 3-3 健康被害救済 ・予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請にかかる相談等への対応を適切に行う。 3-4 情報提供・共有 ・市が実施する予防接種に係る情報に加え、国から共有される予防接種に係る情報や安全対策について、周知・共有を行う。
⑤保健 [P70-P72] ※地域保健対策に関する体制の整備や実施について記載	1-1 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないこと、患者が受診を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。	2-1 市民への情報提供・共有の開始 ・国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等、Q&A の公表、コールセンター等の設置について周知する。	3-1 健康観察及び生活支援 ・県が実施する健康観察に協力する。 ・県が実施する食事の提供や日常生活に必要なサービスの提供、パルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
⑥物資 [P73-P75] ※物資及び資材の確保・備蓄等について記載	1-1 感染症対策物資等の備蓄等 ・新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ・消防機関は、救急隊員等のための個人防護服の備蓄を進める。	2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況等を確認する。 2-2 円滑な供給に向けた準備 ・感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県や事業者と連携しながら必要量の確保に努める。	3-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力 ・各部局や県が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保 [P76-P81] ※生活環境の保全その他の市民生活及び地域経済の安定に関する措置を記載	1-1 情報共有体制の整備 ・関係機関や内部部局での連携のため、情報共有体制を整備する。 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備 ・行政手続や支援金等の給付等について、DX を推進して仕組みの整備を行う。 1-3 物資及び資材の備蓄 ・事業者や市民に対し、衛生用品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備 ・高齢者、障害者等の要配慮者等を把握するとともに対応等について具体的手続を決めておく。 1-5 火葬体制の構築 ・域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。	2-1 事業継続に向けた準備等の働きかけ ・県が事業者に対して行う感染拡大防止に必要な対策等の準備の要請に協力する。 2-2 遺体の火葬・安置 ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備を行う。	3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応 ・まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。 ・生活関連物資等の価格の安定等のため、必要に応じ、関係団体等に対し供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・まん延の防止に関する措置による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。